

令和5年度 第1回 二宮町子ども・子育て会議 次第

日時：令和5年11月29日（水）

午後2時より

場所：二宮町町民センター3Bクラブ室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 町長あいさつ

4 自己紹介

5 会長及び副会長の選出

6 議 題

(1) 子ども・子育て会議の運営について

資料1

資料2

(2) 第3期二宮町子ども・子育て支援事業計画について

資料3

～資料7

(3) その他

7 閉 会

【配布資料等】

資料1

二宮町子ども・子育て会議条例

資料2

二宮町子ども・子育て会議スケジュール

資料3

二宮町子ども・子育て支援事業計画アンケート調査の概要について

資料4

二宮町子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール

資料5

「こども基本法とは？」パンフレット

資料6

二宮町子ども・子育てに関するアンケート調査（就学前児童）

資料7

二宮町子ども・子育てに関するアンケート調査（就学児童）

参 考

二宮町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、二宮町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 教育、保育等の関係者
- (3) 地域活動の関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときの会議の招集は、町長が行う。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉部子育て・健康課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)

2 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1町民活動推進委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	〃	6,200円
-------------	---	--------

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村等における合議制の機関）

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（1）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

☞ 市町村長は、設置者の申請により教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第72条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。

（2）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。

☞ 市町村長は、事業者の申請により地域型保育事業所（事業所内保育、小規模保育等）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第72条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。

（3）市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

☞ 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ第72条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。

（4）当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

（第4項及び第5項省略）

第3期二宮町子ども・子育て支援事業計画 アンケート調査の概要について

1. 調査目的

子ども・子育て支援事業計画の策定に必要な基礎データの把握及び住民の教育・保育等に関する利用意向等のニーズの状況把握のために行う。

2. 調査対象者

- ・就学前児童がいる世帯のうち 700 世帯
 - ・就学児童がいる世帯のうち 300 世帯
- 合計 1,000 世帯に配布。

3. 調査期間

令和 5 年 12 月中旬から下旬を予定

4. 調査方法

委託により実施

回収後、委託業者が分析を行う。

5. 調査項目

国から示されている調査票を基本とする。

6. 実施スケジュール

令和 5 年 12 月中旬 調査票発送

12 月下旬 調査票回収

令和 6 年 2 月下旬 調査速報を委託業者より報告

3 月中旬 第 2 回会議にて結果報告

3 月下旬 成果物納品

第 3 期二宮町子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール（案）

令和 5 年度
2023 年

項目	作業の概略	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
【令和 5 年度】								
ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票作成 ・ 調査準備・実施 ・ 回収調査票点検・入力 ・ 集計・分析 	← 調査票作成・調査準備 →		← 調査実施 →	← 集計・分析 →			
報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書作成 						← 報告書作成 →	
子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議運営 			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 【第 1 回】 29日 調査票案の 提示 </div>			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 【第 2 回】 中旬 集計結果報告 </div>	

項目	作業の概略	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【令和6年度】													
子ども・子育て会議	・会議運営				【第1回】 現状と課題、 骨子案の検討			【第2回】 素案原案の提示		【第3回】 素案最終調整		【第4回】 計画最終案提示	
将来推計等	・基本理念、施策の体系、重点施策等の設定 ・将来推計	人口推計 集計(家庭類型)	量の見込みの算出	整備量の検討 確保方策の検討									
現状把握	・統計的把握 ・上位計画及び関連計画の動向把握 ・子育て施策の実態把握及び課題の抽出	統計的把握 ・上位計画及び関連計画の動向把握 ・子育て施策の実態把握及び課題の抽出		とりまとめ									
計画の素案作成	・計画策定の方針の検討・整理 ・計画書の校正、内容、施策体系等の整理 ・計画骨子、素案、計画(案)の作成等		骨子案の作成	素案の作成			会議の意見反映等修正						
パブリックコメント	・公表用ファイル作成 ・回答案の作成									パブリックコメント 実施	意見とりまとめ・反 映		
第3期計画書の作成	・原稿作成、デザイン、印刷											計画原稿の作成 表紙・概要版 デザイン作成	計画書印刷

すべての子ども・おとなに知ってほしい

子ども 基本法 とは？



こどもまんなか
こども家庭庁

はじめに

「こども基本法」をご存じでしょうか？

こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。
そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、
社会全体で支えていくことがとても重要です。

こども基本法は、こうした社会を目指して
こどもや若者に関する取組を進めていくための
基本となる事項を定めた法律です。

令和5年4月に、こども家庭庁が創設されるのと同時に、
こども基本法が施行されます。

ぜひこのパンフレットで「こども基本法」のことを知っていただき、
「こどもまんなか社会」を、みんなで一緒につくっていきましょう。



もくじ

そもそもどんな目的でこの法律がつけられたのですか？	P04
「こども施策」ってどのような取組をするのですか？	P05
「こども」とは、何歳までのことですか？	P06
こども施策を決める上で大切なことはありますか？	P07 P08
「児童の権利に関する条約」について	P09 P10
こども施策にこどもや若者の意見を取り入れたほうがいいのでは？	P11
こどもや若者が意見を言う機会や場はありますか？	P12
こどもや若者から聴いた意見はどのように反映されますか？	P13 P14
でも、こども施策って本当にしっかり取組んでくれますか？	P15
こども基本法のことを、もっと多くの人たちに 知らせたほうがいいのではないのでしょうか？	P16

それでは、
こども基本法
について説明します！



Q. そもそもどんな目的でこの法律がつけられたのですか？

A

すべての子どもや若者が将来にわたって
幸せな生活ができる社会を実現するため、こども基本法がつけられました。
こども施策の基本理念などを明確にし、国や都道府県、市区町村など
社会全体で子どもや若者に関する取組「こども施策」を進めていきます。
これからは、国や都道府県、市区町村が、この基本法の内容にそって、
子どもや若者に関する取組を行っていきます。



もっと
知りたい人は
こちら！

こども基本法：第1条(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

Q. 「こども施策」って どのような取組をするのですか？

A

以下のような取組をしていきます。

- ・大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポートをすること（例えば、居場所づくり、いじめ対策など）
- ・子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること（例えば、働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など）
- ・これらと一体的に行われる施策（例えば、教育施策、雇用施策、医療施策など）
 - ・教育施策：国民全体の教育の振興など
 - ・医療施策：小児医療を含む医療の確保・提供など
 - ・雇用施策：雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援など



こどもの成長



子育て

これらのこどもや若者に関する取組のことを
「こども施策」といいます。

もっと
知りたい人は
こちら！

こども基本法：第2条（定義） ※条文を一部抜粋

第二条 （略）

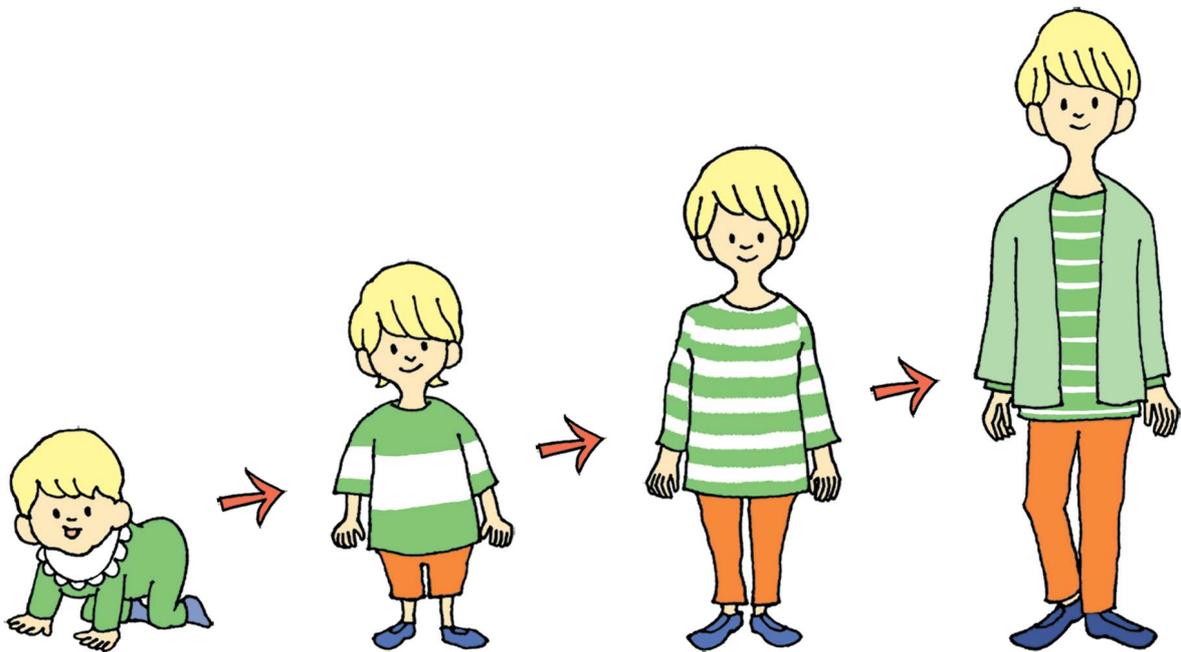
2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

Q 「こども」とは、 何歳までのことですか？

A

こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます。



もっと
知りたい人は
こちら！

こども基本法：第2条（定義） ※条文を一部抜粋

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
2（略）

Q. こども施策を決める上で大切なことはありますか？

A

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1

すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。



2

すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、
平等に教育を受けられること。



3

年齢や発達の数度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。



もっと
知りたい人は
こちら！

こども基本法：第3条（基本理念）※条文を一部抜粋

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の数度に依じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

Q. こども施策を決める上で大切なことはありますか？

4

すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。



5

子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。



6

家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。



もっと
知りたい人は
こちら！

こども基本法：第3条（基本理念）※条文を一部抜粋

- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

「児童の権利に関する条約」について知っておこう! ①

児童の権利に関する条約

この条約は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、
現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約です。

18歳未満の児童(こども)を権利を持つ主体と位置づけ、
大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、
成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。

この条約には、4つの大切な考え方があり、
こども基本法を知る上でとても大切になります。
詳細な内容は次のページにまとめています。



「児童の権利に関する条約」について知っておこう! ②

児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則

(日本ユニセフ協会ホームページより抜粋)

生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「子どもの権利条約」(日本ユニセフ協会ホームページ)はこちら
URL:https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html



Q. こども施策にこどもや若者の意見を取り入れたほうがいいのでは？

A

もちろん、こどもや若者の意見を聴きながら、
国や都道府県、市区町村は、こども施策を進めていきます。



もっと
知りたい人は
こちら！

こども基本法：第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

Q. こどもや若者が意見を言う機会や場はありますか？

A

こどもや若者のみなさんが意見を言える場や仕組みづくりとして以下のような方法を想定しています。

- ・インターネットを使ったアンケートを実施すること
- ・行政の職員が直接会って、意見を聴くこと
- ・審議会などへのこどもや若者の参画
- ・こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施
(国や地方自治体が規則などを決めるときに、広く意見を募集すること)



もっと
知りたい人は
こちら！

こども基本法：第11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

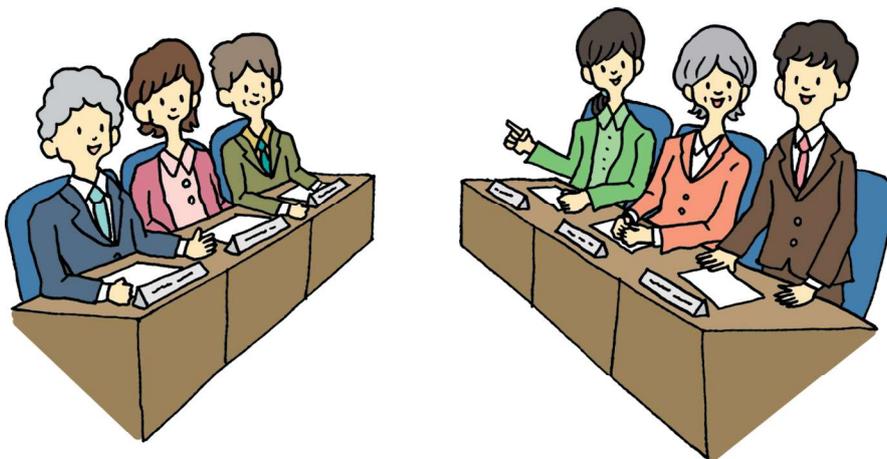
Q. こどもや若者から聴いた意見は どのように反映されますか？

A

こどもや若者のみなさんから聴いた意見を大事にして
こども施策を進めていきます。

例えば、こどもや若者から聴いた意見をこども家庭審議会などに
届けたりしていきます。

そして、国や都道府県、市区町村は、施策の目的を踏まえ、
こどもや若者の意見が実現できるかどうかを考えながら、
こども施策に取り組んでいきます。



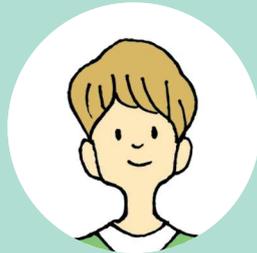
もっと
知りたい人は
こちら！

こども基本法：第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

こどもや若者の声を聴きながら、
すべてのこどもや若者が幸せに暮らせる社会に
していきます。

こどもや若者が自分の意見を
言う機会や場をつくるんだね!



WebやSNSを活用した
意見聴取はこどもや若者にとって
身近でいいね!



こどもや若者の意見を
聴きながら、どう取り組んで
いくのか、考えられていくのね!

こどもや若者の声がこども施策に
反映されてることで、こどもや若者が
より暮らしやすい社会になっていくね!

Q. でも、こども施策って本当に しっかり取り組んでくれますか？

A

こども家庭庁に特別の機関として総理大臣をリーダーとする「こども政策推進会議」が置かれ、こどもの意見を取り入れながらこども施策の基本的な方針(こども大綱)をつくります。この、基本的な方針をもとに、都道府県や市区町村が「こども計画」をつくり、社会全体でこども施策に取り組んでいきます。



もっと
知りたい人は
こちら！

こども基本法：第9条(こども施策に関する大綱) ※条文を一部抜粋

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2~7 (略)

こども基本法：第10条(都道府県こども計画、市町村こども計画) ※条文を一部抜粋

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3~5 (略)

こども基本法：第17条、第18条(こども政策推進会議) ※条文を一部抜粋

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二~四 (略)

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 (略)

Q. こども基本法のことを、もっと多くの人たちに知らせたほうがいいのではないのでしょうか？

A

はい。こども施策は社会全体で取り組んでいく必要があります。だから、こどもや若者のみなさんはもちろんのこと、大人の方にも知ってもらうことが大切です。こども基本法はまだできたばかりです。これからもっとたくさんの人に周知していくために、こども家庭庁が中心となって広報活動などを行っていきます。



もっと
知りたい人は
こちら！

こども基本法：第7条（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

こども基本法：第15条（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

最後まで読んでいただき
ありがとうございました！

「こども基本法」について

興味を持っていただけたでしょうか？

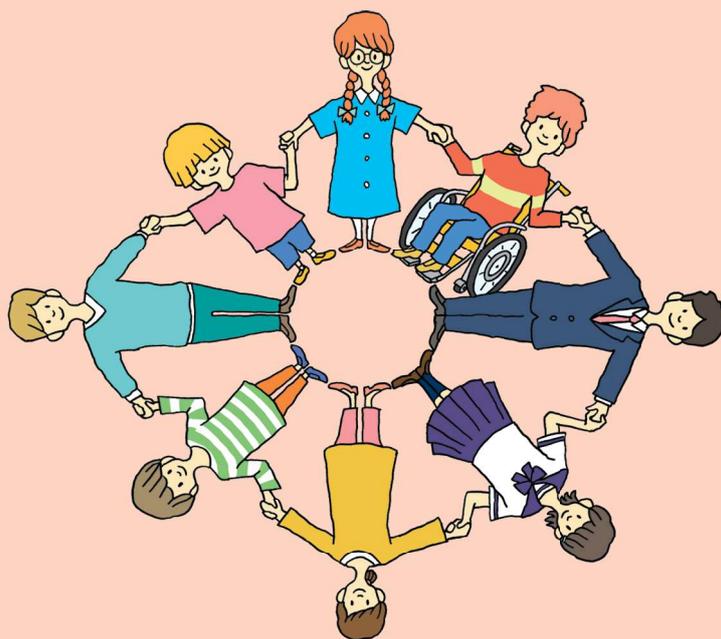
国や都道府県、市区町村で

しっかりこども施策を進めていきます。

こどもも大人も、みんなが幸せな生活を

送ることのできる「こどもまんなか社会」を

つくっていきましょう！



もっと詳しいことが知りたい人はこちら

※PDFでは  がある場所はクリックでアクセスできます。

こども基本法説明資料



こども基本法やこども家庭庁について、
かんたんにわかる動画もあります。

「こども基本法」の動画はこちら！



 <https://youtu.be/ZNb80TAHeGc>

「こども家庭庁」の動画はこちら！



 <https://youtu.be/kXnUUA-voFM>



こどもまんなか
こども家庭庁

(案)

二宮町「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」 ～調査の趣旨とご協力のお願い～

未就学のお子さん用

【ご協力のお願い】

町民の皆さまには、日ごろから本町の子育て支援行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本町では、平成24年度に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、「二宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定しております。

今回、令和7年度(2025年)から、新たな5か年計画を策定するにあたり、子ども・子育て支援に関する生活実態やご意見・ご要望などを把握するため、「二宮町子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施いたします。

このアンケート調査は、町内の就学前のお子さんがある700世帯及び小学生がいる300世帯を無作為に選ばさせていただきます。子育てに関する皆さまのお考えや、子育てに関する実態を把握するとともに、ご意見やご要望を広くおうかがいし、計画策定に反映していきたいと考えております。

ご回答いただきました内容は、全て統計的に処理されます。また、無記名でご回答いただくため、お答えいただいた方の個人情報が入れたり、ご迷惑をお掛けしたりすることは一切ございません。お忙しいところ、誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

令和5年12月
二宮町長 村田 邦子

- ・ご回答は、できるかぎりあて名のお子さんの保護者をお願いしますが、ご家族の方や一緒にお住まいの方にもご協力いただきますようお願いいたします。
- ・調査票の頁数が多くありますが、回答していただく方を限定している設問もありますので、最終頁までご回答くださいますようお願いいたします。
- ・番号を選ぶところでは、あてはまる項目の番号を、指定の数だけ○で囲んでください。
- ・ご記入いただいた調査票は、同封いたしました返信用封筒に入れて、
●月●日(●)までに郵便ポストへ投函してください。(切手は不要です。)
- ・調査内容についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
【お問い合わせ】 二宮町 健康福祉部 子育て・健康課 電話：0463-71-5862
FAX：0463-73-0134

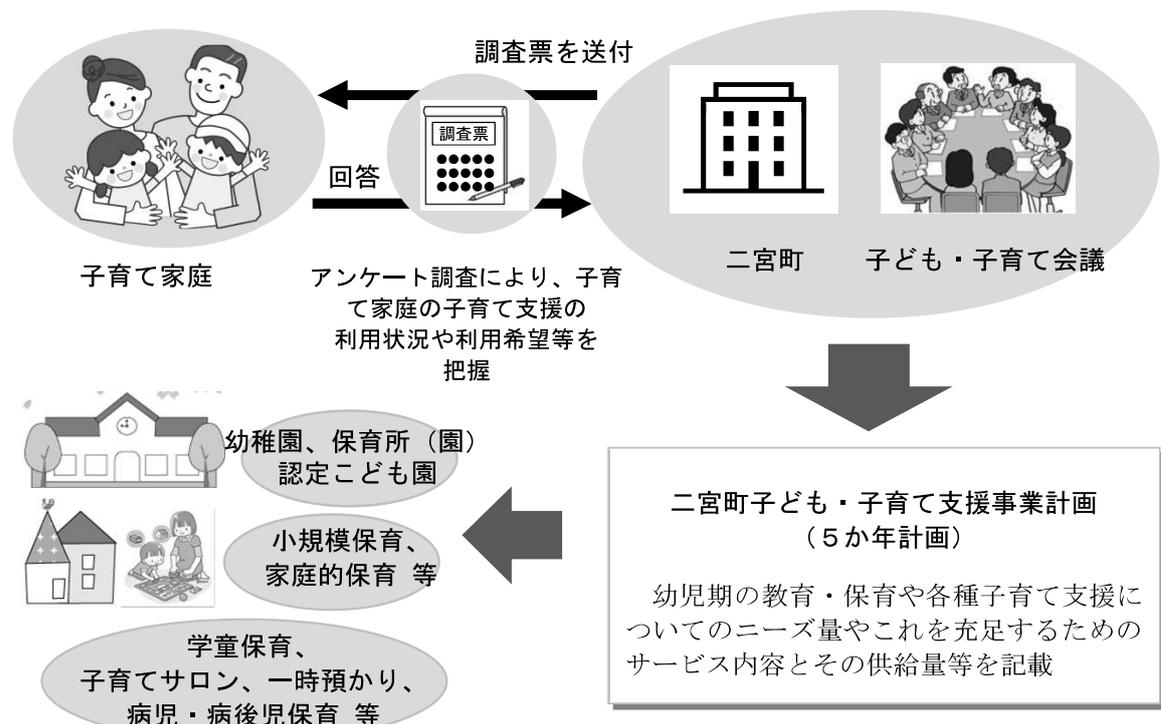
※「子ども・子育て支援新制度」の趣旨・考え方

- 子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- 子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。
- 子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。
地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

アンケート調査票に使われている用語の定義

- 子育て : 教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- 教育 : 家庭での教育を含めた広い意味で用いています

いただいたご回答は、地域の子育て支援の充実に活かされます。
ぜひご回答いただきますよう、お願い申し上げます。



お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの地区としてあてはまる番号1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 一色 | 2. 緑が丘 | 3. 百合が丘1丁目 |
| 4. 百合が丘2丁目 | 5. 百合が丘3丁目 | 6. 中里 |
| 7. 元町北 | 8. 元町南 | 9. 富士見が丘1丁目 |
| 10. 富士見が丘2丁目 | 11. 富士見が丘3丁目 | 12. 松根 |
| 13. 上町 | 14. 中町 | 15. 下町 |
| 16. 梅沢 | 17. 越地 | 18. 茶屋 |
| 19. 釜野 | 20. 川匂 | 21. その他 () |

封筒のあて名のお子さんご家族の状況についてうかがいます。

問2 あて名のお子さんの生年月月をご記入ください。和暦を選んだ後、数字でご記入ください。

平成・令和 () 年 () 月生まれ

問3 あて名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。あて名のお子さんを含めた人数を () 内に数字でご記入ください。お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月月を、和暦を選んだ後、数字でご記入ください。

きょうだい数 () 人 末子の生年月月 平成・令和 () 年 () 月生まれ

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。あて名のお子さんからみた関係でお答えください。あてはまる番号1つだけ○をつけてください。

1. 母親 2. 父親 3. その他 ()

問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。あてはまる番号1つだけ○をつけてください。

1. 配偶者がいる 2. 配偶者はいない

問6 あて名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係であてはまる番号1つだけ○をつけてください。

1. 父母ともに 2. 主に母親 3. 主に父親
4. 主に祖父母 5. その他 ()

子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます。

問7 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。お子さんからみた関係であてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | | |
|-----------|---------|--------|
| 1. 父母ともに | 2. 母親 | 3. 父親 |
| 4. 祖父母 | 5. 幼稚園 | 6. 保育所 |
| 7. 認定こども園 | 8. その他（ | ） |

問8 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に、影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。

- | | | |
|--------|-----------|---------|
| 1. 家庭 | 2. 地域 | 3. 幼稚園 |
| 4. 保育所 | 5. 認定こども園 | 6. その他（ |
| | | ） |

問9 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる | } 【問9-1へ】 |
| 2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる | |
| 3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる | } 【問9-2へ】 |
| 4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる | |
| 5. いずれもない ---▶ 【問10へ】 | |

問9-1 問9で「1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」または「2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」に○をつけた方にうかがいます。祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる |
| 2. 祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である |
| 3. 祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である |
| 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい |
| 5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある |
| 6. その他（ |
| ） |

---▶ 【問10へ】

問9-2 問9で「3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」または「4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」に○をつけた方にうかがいます。友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる |
| 2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である |
| 3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である |
| 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい |
| 5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある |
| 6. その他（ |
| ） |

問 10 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。あてはまる番号1つだけ○をつけてください。

1. いる／ある ---▶ 【問 10-1へ】 2. いない／ない ---▶ 【問 11へ】

問 10-1 問 10 で「1. いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。

お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1. 祖父母等の親族 | 2. 友人や知人 |
| 3. 近所の人 | 4. 子育てサロン |
| 5. 保健センター | 6. 保育士 |
| 7. 幼稚園教諭 | 8. 民生委員・児童委員 |
| 9. かかりつけの医師 | 10. 町役場 |
| 11. その他（【例】ベビーシッター |) |

問 11 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。

ご家族の経済状況についてうかがいます。

問 12 昨年1年間（令和4年1月～令和4年12月）の、家族全員の収入（所得税・住民税などの税金や健康保険料・介護保険料などを支払った後の手取り額）の合計額は、およそいくらでしたか。年間の世帯収入額をご記入ください。

世帯の収入は年間（ 万円）ぐらい

問 13 あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません。あてはまる番号1つだけ○をつけてください。

1. よくあった 2. ときどきあった 3. まれにあった 4. まったくなかった

問 14 あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないことがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません。あてはまる番号1つだけ○をつけてください。

1. よくあった 2. ときどきあった 3. まれにあった 4. まったくなかった

問 15 あなたの世帯では、過去1年の間に、以下の料金について、経済的な理由で未払いになったことがありましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください

1. 電気料金 2. ガス料金 3. 水道料金 4. なし

あて名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます。

問 16 あて名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

(1) 母親【父子家庭の場合は記入は不要です】あてはまる番号1つだけ○をつけてください。

- | | |
|--|--|
| 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、
産休・育休・介護休業中ではない
2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、
産休・育休・介護休業中である
3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、
産休・育休・介護休業中ではない
4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、
産休・育休・介護休業中である
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない
6. これまで就労したことがない | } 【(1) - 1 へ】

} 【(2) へ】 |
|--|--|

(1) - 1 (1)で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。
1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。()内に数字でご記入ください。

1週当たり () 日	1日当たり () 時間
-------------	--------------

(1) - 2 (1)で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。
家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず(例)8時～18時のように、24時間制でお答えください。()内に数字でご記入ください。

家を出る時刻 () 時	帰宅時刻 () 時
--------------	------------

(2) 父親【母子家庭の場合は記入は不要です】あてはまる番号1つだけ○をつけてください。

- | | |
|---|------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、
育休・介護休業中ではない2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、
育休・介護休業中である3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、
育休・介護休業中ではない4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、
育休・介護休業中である5. 以前は就労していたが、現在は就労していない6. これまで就労したことがない | 【(2) - 1へ】 |
| | 【問18へ】 |

(2) - 1 (2)で「1.～4.」（就労している）に○をつけた方にかがいます。

1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。就労日数や就労時間が、一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

() 内に数字でご記入ください。

1週当たり () 日

1日当たり () 時間

(2) - 2 (2)で「1.～4.」（就労している）に○をつけた方にかがいます。

家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず（例）8時～18時のように、24時間制でお答えください。（ ）内に数字でご記入ください。

家を出る時刻 () 時

帰宅時刻 () 時

問17 問16の(1)または(2)で「3.」、「4.」（パート・アルバイト等で就労している）に○をつけた方にかがいます。該当しない方は、問19へお進みください。

フルタイムへの転換希望はありますか。あてはまる番号1つだけ○をつけてください。

(1) 母親

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい |
|--|

(2) 父親

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい |
|--|

問 18 問 16 の (1) または (2) で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6. これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問 18 へお進みください。

就労したいという希望はありますか。あてはまる番号・記号それぞれ 1 つだけ ○をつけ、該当する () 内には 数字 でご記入ください。

(1) 母親

1. 子育てや家事などに専念したい (就労の予定はない)

2. 1 年より先、一番下の子どもが () 歳になったところに就労したい

3. すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい

→希望する就労形態

ア. フルタイム (1 週 5 日程度・1 日 8 時間程度の就労)

イ. パートタイム、アルバイト等 (「ア」以外)

→1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間

(2) 父親

1. 子育てや家事などに専念したい (就労の予定はない)

2. 1 年より先、一番下の子どもが () 歳になったところに就労したい

3. すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい

→希望する就労形態

ア. フルタイム (1 週 5 日程度・1 日 8 時間程度の就労)

イ. パートタイム、アルバイト等 (「ア」以外)

→1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間

あて名のお子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望についてうかがいます。

問 21 あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。希望がある場合は、利用したい時間帯を、(例) 9時～18時のように24時間制でご記入ください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

※教育・保育事業とは、幼稚園、保育所、認可外保育施設などの事業を指しますが、親族・知人による預かりは含みません。

(1) 土曜日

- | | | |
|-----------------|------------|-----------------|
| 1. 利用する必要はない | } 利用したい時間帯 | () 時から () 時まで |
| 2. ほぼ毎週利用したい | | |
| 3. 月に1～2回は利用したい | | |

(2) 日曜・祝日

- | | | |
|-----------------|------------|-----------------|
| 1. 利用する必要はない | } 利用したい時間帯 | () 時から () 時まで |
| 2. ほぼ毎週利用したい | | |
| 3. 月に1～2回は利用したい | | |

問 21-1 問 21 の (1) もしくは (2) で、「3. 月に1～2回は利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎週ではなく、たまに利用したい理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1. 時々仕事が入るため | 2. 平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため |
| 3. 親族の介護や手伝いが必要なため | 4. 息抜きのため |
| 5. その他 () | |

問 22 「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。

あて名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。希望がある場合は、利用したい時間帯を、(例) 9時～18時のように24時間制でご記入ください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

- | | | |
|---------------------|------------|-----------------|
| 1. 利用する必要はない | } 利用したい時間帯 | () 時から () 時まで |
| 2. 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい | | |
| 3. 休みの期間中、週に数日利用したい | | |

問 22-1 問 22 で、「3. 休みの期間中、週に数日利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎日ではなく、たまに利用したい理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 時々仕事が入るため | 2. 買い物等の用事をまとめて済ませるため |
| 3. 親等親族の介護や手伝いが必要なため | 4. 息抜きのため |
| 5. その他 () | |

あて名のお子さんの地域の子育て支援事業の利用状況についてうかがいます。

問 23 あて名のお子さんは、現在、子育てサロン（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、中里と栄通りにあります。）を利用していますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を（ ）内に数字でご記入ください。

1. 利用している

1週当たり（ ）回 もしくは 1か月当たり（ ）回程度

2. 利用していない

問 24 子育てサロンについて、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。あてはまる番号1つだけ○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を（ ）内に数字でご記入ください。

1. 利用していないが、今後利用したい

1週当たり（ ）回 もしくは 1か月当たり（ ）回程度

2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

1週当たり 更に（ ）回 もしくは 1か月当たり 更に（ ）回程度

3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

4. 利用したいとは思わない

問 24-1 問 24 で「4. 利用したいとは思わない」に○をつけた方にうかがいます。利用したいと思わない理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 自宅から遠い

2. 施設の内容や利用方法がわからない

3. 保育所や幼稚園などを、定期的に利用している

4. 自分が施設の利用対象になるのかわからない

5. 子どもの年齢が大きく、室内では遊びづらい

6. 施設が混んでいる

7. 施設の雰囲気合わない

8. 特に利用する必要性を感じない

9. その他（

）

問 25 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。①～⑪の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。

	A		B		C	
	知っている		これまでに利用したことがある		今後利用したい	
①ファミリー・サポート・センター	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ
②コミュニティ保育	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ
③マタニティ教室	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ
④離乳食講習会	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ
⑤「にのはぐ」 (子育て世代包括支援センター)	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ
⑥子育てサロンでの相談事業	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ
⑦保健センター交流事業 (でんでんむし)	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ
⑧図書館のおはなし会など	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ
⑨就学・教育相談	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ
⑩病児・病後児保育事業	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ
⑪子育てワンストップサービス*	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ	1. はい	2. いいえ

※ 「子育てワンストップサービス」・・・子育てに関する各種申請や届出をマイナポータルの「ぴったりサービス機能」や「お知らせ機能」を利用し、パソコンなどから手続きができるサービスです。現在、二宮町では児童手当などの手続きで利用可能ですが、今後、多種の手続きが可能になる見込みです。

あて名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます。
(平日の教育・保育を利用する方のみ)

問 26 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方(問 19 で「1. 利用している」に○をつけた方)にうかがいます。利用していない方は、問 27 にお進みください。
この1年間に、あて名のお子さんが病気やけがで通常の事業が利用できなかったことはありませんか。

1. あった ---▶ 【問 26-1 へ】 2. なかった ---▶ 【問 27 へ】

問 26-1 あて名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法としてあてはまる記号すべてに○をつけ、それぞれのおおよその日数も()内に数字でご記入ください。(半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください。)

1年間の対処方法	日数
ア 父親が休んだ	()日
イ 母親が休んだ	()日
ウ 親族・知人(同居者を含む)に子どもをみてもらった	()日
エ 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	()日
オ 病児・病後児の保育を利用した(保育園で実施しているサービスを含む)	()日
カ ベビーシッターを利用した	()日
キ 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	()日
ク その他()	()日

ア、イに○がなくウ～キのいずれかに○がある場合【問 26-5 へ】

【問 26-2 へ】

問 26-2 問 26-1 で「ア 父親が休んだ」「イ 母親が休んだ」のいずれかに回答した方にうかがいます。その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。それぞれあてはまる番号1つだけ○をつけ、日数についても()内に数字でご記入ください。なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

(1) 病児について

1. できれば病児保育施設等を利用したい ⇒ ()日 ---▶ 【問 26-3 へ】
2. 利用したいとは思わない ----▶ 【問 26-4 へ】

(2) 病後児について

1. できれば病後児保育施設等を利用したい ⇒ ()日 ---▶ 【問 26-3 へ】
2. 利用したいとは思わない ----▶ 【問 26-4 へ】

問 26-3 問 26-2 で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」に○をつけた方にうかがいます。
上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。
あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 他の施設(例:幼稚園・保育所等)に併設した施設で子どもを保育する事業
2. 小児科に併設した施設で子どもを保育する事業
3. 地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業(例:ファミリー・サポート・センター等)
4. その他()

---▶ 【問 27 へ】

問 26-4 問 26-2で「2. 利用したいとは思わない」に○をつけた方にうかがいます。
そう思われる理由についてあてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 病児・病後児を他人に看てもらうのは不安
2. 事業の質に不安がある
3. 事業の利便性（立地や利用可能時間日数など）がよくない
4. 利用方法・制度などがわからない
5. 利用料がわからない
6. 親が仕事を休んで対応する
7. その他（)

----▶【問 27 へ】

問 26-5 問 26-1で「ア 父親が休んだ」「イ 母親が休んだ」に○がなく、「ウ 親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」から「ク その他」のいずれかに回答した方にうかがいます。あて名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい。」と思われましたか。あてはまる番号1つに○をつけ、仕事を休んで見たかった日数についても（ ）内に数字でご記入ください。

1. できれば仕事を休んで看たい ⇒（ ）日 ----▶【問 27 へ】
2. 休んで看ることは非常に難しい・できない ----▶【問 26-6 へ】

問 26-6 問 26-5で「2. 休んで看ることは非常に難しい・できない」に○をつけた方にうかがいます。そう思われる理由についてあてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子どもの看護を理由に休みがとれない
2. 自営業なので休めない
3. 休暇日数が足りないので休めない
4. 仕事の都合上、休めない
5. その他（)

あて名のお子さんの不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用についてうかがいます。

問 27 あて名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で不定期的に利用している事業はありますか。ある場合は、あてはまる番号すべてに○をつけ、1年間の利用日数（おおよそ）を（ ）内に数字でご記入ください。

利用している事業	日数（年間）
1. 一時保育 （私用など理由を問わずに保育所（園）で、一時的に子どもを保育する	（ ）日
2. 幼稚園の預かり保育（不定期的に利用する場合のみ）	（ ）日
3. 一時預かり（託児所など）	（ ）日
4. ファミリー・サポート・センター	（ ）日
5. 夜間養護等事業：トワイライトステイ*	（ ）日
6. ベビーシッター	（ ）日
7. その他（ ）	（ ）日
8. 利用していない	

【問 28】へ

【問 27-1】へ

※トワイライトステイ・・・保護者が仕事・その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合やその他緊急の場合に、児童を児童養護施設などにおいて保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。（二宮町では実施しておりません。）

問 27-1 問 27 で「8. 利用していない」と回答した方にうかがいます。現在利用していない理由は
何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 特に利用する必要がない	2. 利用したい事業が地域にない
3. 事業の質に不安がある	4. 事業の利便性（立地や利用可能時間・日数など）がよくない
5. 利用料がかかる・高い	6. 利用料がわからない
7. 自分が事業の対象者になるのかわからない	
8. 事業の利用方法（手続き等）がわからない	
9. その他（ ）	

問 28 あて名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい問 27
の事業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有無についてあてはまる番号・記号す
べてに○をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数
を（ ）内に数字でご記入ください。）なお、これらの事業の利用にあたっては、一定の利用
料がかかります。

1. 利用したい	計（ ）日
ア 私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等、リフレッシュ目的)	()日
イ 冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等	()日
ウ 不定期の就労	()日
エ その他()	()日
2. 利用する必要はない ---▶ 【問 29 へ】	

【問 28-1】へ

問 28-1 問 28 で「1. 利用したい」に○をつけた方にうかがいます。問 28 の目的でお子さんを預
ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われませんか。あてはまる番号すべてに
○をつけてください。

1. 大規模施設で子どもを保育する事業（例：幼稚園・保育所等）
2. 小規模施設で子どもを保育する事業（例：地域子育て支援拠点等）
3. 地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター等）
4. その他（ ）

問 29 あて名のお子さんについて、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族（兄弟姉妹含む）の育児疲れや育児不安、病気など）により、泊りがけで年間何日くらい家族以外に預ける必要があると思いますか。短期入所生活援助事業（ショートステイ）（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）の利用希望の有無についてあてはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な泊数を（ ）内に数字でご記入ください。（利用したい泊数の合計と、目的別の内訳の泊数を数字でご記入ください）。なお事業の利用に当たっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	計（ ）泊
ア 冠婚葬祭	（ ）泊
イ 保護者や家族の育児疲れ・不安	（ ）泊
ウ 保護者や家族の病気	（ ）泊
エ その他（ ）	（ ）泊
2. 利用する必要はない	

あて名のお子さんが5歳以上（年長児）である方に、小学校就学後の放課後の過ごし方についてうかがいます。※5歳未満（年中児以下）の方は問 33 へ

問 30 あて名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。また、「学童保育」の場合には、利用を希望する時間も（ ）内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください。

1. 自宅	週（ ）日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週（ ）日くらい
3. 習い事	週（ ）日くらい
4. 公共施設（ラディアン、図書館など）	週（ ）日くらい
5. 学童保育※	週（ ）日くらい→ 下校時から（ ）時まで
6. 学校の校庭や公園などの屋外	週（ ）日くらい
7. ファミリー・サポート・センター	週（ ）日くらい
8. その他（ ）	週（ ）日くらい

※ 学童保育……保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

問 31 あて名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの週当たり日数を数字でご記入ください。また、「学童保育」の場合には、利用を希望する時間も（ ）内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください。

※ だいが先のこととなりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。

1. 自宅	週（ ）日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週（ ）日くらい
3. 習い事	週（ ）日くらい
4. 公共施設（ラディアン、図書館など）	週（ ）日くらい
5. 学童保育	週（ ）日くらい→ 下校時から（ ）時まで
6. 学校の校庭や公園などの屋外	週（ ）日くらい
7. ファミリー・サポート・センター	週（ ）日くらい
8. その他（ ）	週（ ）日くらい

問 32 問 30 または問 31 で「5. 学童保育」に○をつけた方にかがいます。

あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、学童保育の利用希望はありますか。次の(1)、(2)のそれぞれについて、あてはまる番号1つだけ○をつけてください。また利用したい時間帯を、()内に(例)9時~18時のように24時間制でご記入ください。
なお、事業の利用には、一定の利用料がかかります。

(1) 土曜日

- | | | |
|-------------------------|---|----------|
| 1. 低学年(1~3年生)の間は利用したい | } | 利用したい時間帯 |
| 2. 高学年(4~6年生)になっても利用したい | | |
| 3. 利用する必要はない | | |

(2) 日曜・祝日

- | | | |
|-------------------------|---|----------|
| 1. 低学年(1~3年生)の間は利用したい | } | 利用したい時間帯 |
| 2. 高学年(4~6年生)になっても利用したい | | |
| 3. 利用する必要はない | | |

問 33 あて名のお子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の学童保育の利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。あてはまる番号1つだけ○をつけてください。また利用したい時間帯を、()内に(例)9時~18時のように24時間制でご記入ください。

- | | | |
|-------------------------|---|----------|
| 1. 低学年(1~3年生)の間は利用したい | } | 利用したい時間帯 |
| 2. 高学年(4~6年生)になっても利用したい | | |
| 3. 利用する必要はない | | |

(2) 「希望」より遅く復帰した方 ※あてはまる番号すべてに○をつけてください。

①母親

1. 希望する保育所に入れなかったため	2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため
3. 配偶者や家族の希望があったため	4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため
5. 子どもをみてくれる人がいなかったため	
6. その他 ()	

②父親

1. 希望する保育所に入れなかったため	2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため
3. 配偶者や家族の希望があったため	4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため
5. 子どもをみてくれる人がいなかったため	
6. その他 ()	

問 35-4 お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何か月のときまで取りたかったですか。()内に数字でご記入ください。

(1) 母親

() 歳 () か月

(2) 父親

() 歳 () か月

問 35-5 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。あてはまる番号1つだけ○をつけてください。

(1) 母親

1. 利用する必要がなかった(フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった)
2. 利用した
3. 利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)

(2) 父親

1. 利用する必要がなかった(フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった)
2. 利用した
3. 利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)

問 35-6 問 35-5 で「3. 利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」と回答した方にうかがいます。短時間勤務制度を利用しなかった（利用できなかった）理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

(1) 母親

- | |
|--|
| 1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった |
| 2. 仕事が忙しかった |
| 3. 短時間勤務にすると給与が減額される |
| 4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる |
| 5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した |
| 6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみてくれる人がいた |
| 7. 子育てや家事に専念するため退職した |
| 8. 職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった） |
| 9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった |
| 10. その他（) |

(2) 父親

- | |
|--|
| 1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった |
| 2. 仕事が忙しかった |
| 3. 短時間勤務にすると給与が減額される |
| 4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる |
| 5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した |
| 6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみてくれる人がいた |
| 7. 子育てや家事に専念するため退職した |
| 8. 職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった） |
| 9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった |
| 10. その他（) |

問 35-7 問 35-1 で「2. 現在も育児休業中である」と回答した方にうかがいます。あて名のお子さんが1歳もしくは2歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。あてはまる番号1つだけ○をつけてください。

(1) 母親

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 1歳になるまで育児休業を取得したい | 2. 1歳になる前に復帰したい |
| 3. 2歳になるまで育児休業を取得したい | 4. 2歳になる前に復帰したい |

(2) 父親

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 1歳になるまで育児休業を取得したい | 2. 1歳になる前に復帰したい |
| 3. 2歳になるまで育児休業を取得したい | 4. 2歳になる前に復帰したい |

問 35-8 問 35-7 で「3. 2歳になるまで育児休業を取得したい」と回答した方にうかがいます。あなたが育児休業を2歳になるまで取得したいと考える理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. できるだけ子どもの近くにいたいから | 2. 保育園を急いで探す必要がなくなるから |
| 3. その他（) | 4. 特に理由はない |

子どもの権利についてうかがいます。

問 36 あなたは、「子どもの権利」を知っていますか。あてはまる番号 1つだけ○をつけてください。

- | | |
|---------|--------|
| 1 知っている | 2 知らない |
|---------|--------|

問 37 子どもの権利の中で特に大切だと思うことはどれですか。
あてはまる番号 すべてに○をつけてください。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 人種や性別、宗教などで差別されないこと2. 障がいのある子が差別されないこと3. こどもが知りたいことを隠さないこと4. 暴力や言葉で傷つけないこと5. 家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと6. 自分の考えを自由に言えること7. 人と違う自分らしさが認められること8. 自分の秘密が守られること9. 自分のことは自分で決められること10. 自由な時間をもつこと11. 自由な呼び掛けでグループを作り集まれること12. 必要な情報を知ることや、参加する手助けを受けられる |
|---|

問 38 あなたは、子育てをしていて、子どもからの意見や要望を聞き、それらを取り入れるように意識をしたことはありますか。あてはまる番号 1つだけ○をつけてください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 常にしている2. ときどきしている3. あまりしていない4. まったくしたことがない |
|--|

子育て全般についてうかがいます。

問 39 本町における子育ての環境や支援への満足度について、あてはまる番号 1つだけ ○をつけてください。

満足度が高い	←—————→	満足度が低い
5	4 3 2	1

問 39-1 問 39 の回答「満足な理由」「不満足な理由」をお答えください。あてはまる番号 すべてに ○をつけてください

【問39で満足な理由】

1. 住環境がよい
2. 自然環境がよい
3. 交通機関が便利
4. 保育サービス等が充実している
5. 保育園、幼稚園などに入りやすい
6. 子育て支援が充実している
7. 公園や子育て広場など子どもの遊び場が多い
8. 近所づきあいや地域活動が盛ん
9. 地域の子育てネットワークができています
10. 子育てに関する情報が得やすい
11. 事故や犯罪が少なく安全
12. 学校教育が充実している
13. 放課後対策が充実している
14. 医療機関が充実している
15. その他 ()

【問39で不満足な理由】

1. 住環境がよくない
2. 自然環境がよくない
3. 交通機関が不便
4. 保育サービス等が充実していない
5. 保育園、幼稚園などに入りにくい
6. 子育て支援が充実していない
7. 公園や子育て広場など子どもの遊び場が少ない
8. 近所づきあいや地域活動が盛んではない
9. 地域の子育てネットワークができていない
10. 子育てに関する情報が得にくい
11. 事故や犯罪が多く危険
12. 学校教育が充実していない
13. 放課後対策が充実していない
14. 医療機関が充実していない
15. その他 ()

問 40 子育てワンストップサービスについてうかがいます。あてはまるもの 1つだけ ○をつけてください。

1. 利用している	2. サービスを知っているが利用していない	3. 知らない
-----------	-----------------------	---------

問 40-1 問 40 で「2. サービスを知っているが利用していない」に○をつけた方にうかがいます。サービスを知っていて利用しない理由はどれですか。あてはまるもの すべてに ○をつけてください。

1. 手続きの方法がわからない	2. 申請方法が複雑だった
3. 申請に必要なものを揃えるのが面倒	4. どこで申請できるのかわからない
5. 役場を利用するため不要である	6. その他 ()

問 41 子育てを楽しんでいると感じることは多いですか。あてはまる番号 1つだけ ○をつけてください。

1. 楽しいと感じることが多い
2. 楽しいことと辛いことと感じることが同じくらい
3. 辛いと感じることの方が多い
4. わからない
5. その他

問 42 あなたは、子育てをしていて、不安や悩みなどはありますか。

1. ある
2. ない

問 43 問 42 で「1. ある」に○をつけた方にうかがいます。子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。それぞれあてはまる番号 すべてに ○をつけてください。

(1) 子どもに関すること

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 病気や発育発達に関すること | 2. 食事や栄養に関すること |
| 3. 子育て支援サービスのこと | 4. 子どものしつけに関すること |
| 5. 子どもと過ごす時間が十分取れないこと | 6. 子どもの教育・保育に関すること |
| 7. 子どもの友だちつきあいに関すること | 8. 子どもの登所・登園拒否など |
| 9. 特にない | 10. その他 () |

(2) ご自身に関すること

1. 子育てに関して配偶者（パートナー）の協力が少ないこと
2. 配偶者（パートナー）と子育てに関して意見が合わないこと
3. 子育てが大変なことを、身近な人が理解してくれないこと
4. ご自身の子育てについて、身近な人の見目が気になること
5. 子育てに関して話し相手や相談相手がいないこと
6. 仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと
7. 配偶者（パートナー）以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと
8. 子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと
9. 子育てによる身体の疲れが大きいこと
10. 特にない
11. その他 ()

(案)

二宮町「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」 ～調査の趣旨とご協力のお願い～

小学生のお子さん用

【ご協力のお願い】

町民の皆さまには、日ごろから本町の子育て支援行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本町では、平成24年度に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、「二宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定しております。

今回、令和7年度(2025年)から、新たな5か年計画を策定するにあたり、子ども・子育て支援に関する生活実態やご意見・ご要望などを把握するため、「二宮町子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施いたします。

このアンケート調査は、町内の就学前のお子さんがある700世帯及び小学生がいる300世帯を無作為に選ばせていただき、子育てに関する皆さまのお考えや、子育てに関する実態を把握するとともに、ご意見やご要望を広くおうかがいし、計画策定に反映していきたいと考えております。

ご回答いただきました内容は、全て統計的に処理されます。また、無記名でご回答いただくため、お答えいただいた方の個人情報が増れたり、ご迷惑をお掛けしたりすることは一切ございません。お忙しいところ、誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

令和5年12月

二宮町長 村田 邦子

- ・ご回答は、できるかぎりあて名のお子さんの保護者をお願いしますが、ご家族の方や一緒にお住まいの方にもご協力いただきますようお願いいたします。
- ・調査票の頁数が多くありますが、回答していただく方を限定している設問もありますので、最終頁までご回答くださいますようよろしくお願いいたします。
- ・番号を選ぶところでは、あてはまる項目の番号を、指定の数だけ○で囲んでください。
- ・ご記入いただいた調査票は、同封いたしました返信用封筒に入れて、
●月●日(●)までに郵便ポストへ投函してください。(切手は不要です。)
- ・調査内容についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 二宮町 健康福祉部 子育て・健康課 電話：0463-71-5862

FAX：0463-73-0134

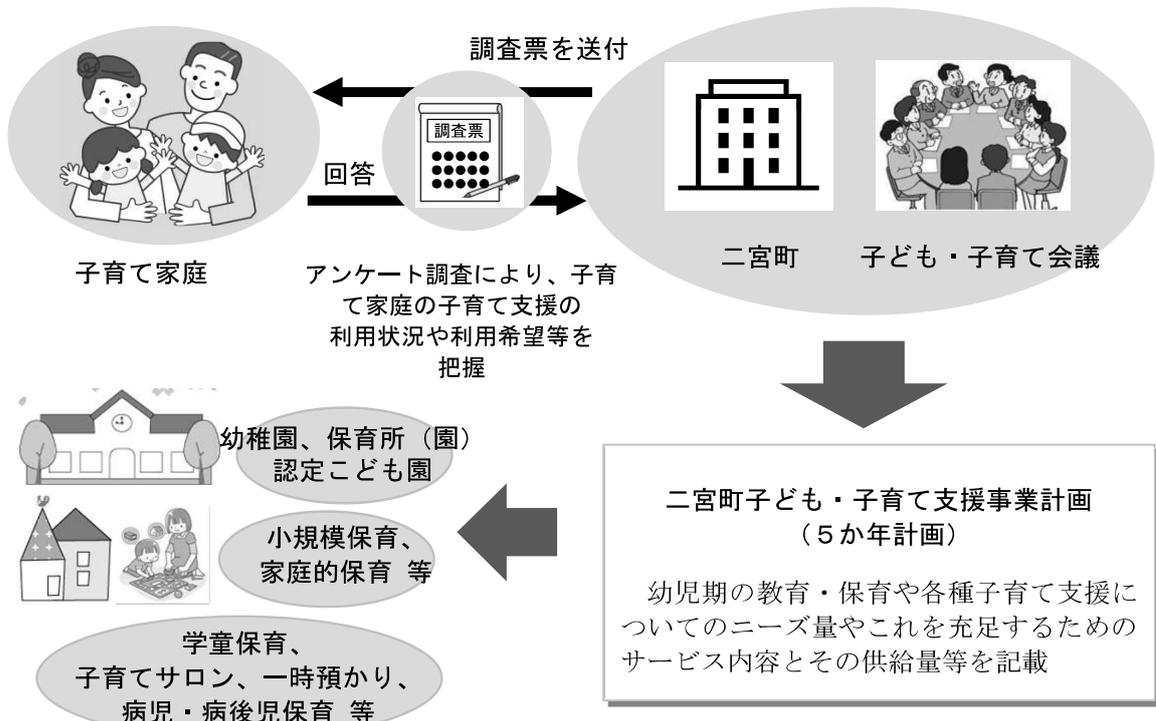
※「子ども・子育て支援新制度」の趣旨・考え方

- 子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- 子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。
- 子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。
地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

アンケート調査票に使われている用語の定義

- 子育て : 教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- 教育 : 家庭での教育を含めた広い意味で用いています

いただいたご回答は、地域の子育て支援の充実に活かされます。
ぜひご回答いただきますよう、お願い申し上げます。



お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの地区としてあてはまる番号1つに○をつけてください。

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 一色 | 2. 緑が丘 | 3. 百合が丘1丁目 |
| 4. 百合が丘2丁目 | 5. 百合が丘3丁目 | 6. 中里 |
| 7. 元町北 | 8. 元町南 | 9. 富士見が丘1丁目 |
| 10. 富士見が丘2丁目 | 11. 富士見が丘3丁目 | 12. 松根 |
| 13. 上町 | 14. 中町 | 15. 下町 |
| 16. 梅沢 | 17. 越地 | 18. 茶屋 |
| 19. 釜野 | 20. 川匂 | 21. その他 () |

封筒のあて名のお子さんご家族の状況についてうかがいます。

問2 あて名のお子さんの学年にあてはまる番号1つに○をつけてください。

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 1. 1年生 | 2. 2年生 | 3. 3年生 |
| 4. 4年生 | 5. 5年生 | 6. 6年生 |

問3 あて名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。あて名のお子さんを含めた人数を () 内に数字でご記入ください。お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月を、和暦を選んだ後、数字でご記入ください。

きょうだい数 () 人 末子の生年月 平成・令和 () 年 () 月生まれ

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。あて名のお子さんからみた関係でお答えください。あてはまる番号1つに○をつけてください。

- | | | |
|-------|-------|------------|
| 1. 母親 | 2. 父親 | 3. その他 () |
|-------|-------|------------|

問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。あてはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 配偶者がいる | 2. 配偶者はいない |
|-----------|------------|

問6 あて名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係であてはまる番号1つに○をつけてください。

- | | | |
|----------|------------|---------|
| 1. 父母ともに | 2. 主に母親 | 3. 主に父親 |
| 4. 主に祖父母 | 5. その他 () | |

子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます。

問7 あて名のお子さんの子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方はどなた(施設)ですか。お子さんからみた関係であてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1. 父母ともに | 2. 母親 | 3. 父親 |
| 4. 祖父母 | 5. 小学校 | 6. 学童保育 |
| 7. その他 () | | |

問8 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に、影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------|---------|--------|
| 1. 家庭 | 2. 地域 | 3. 小学校 |
| 4. 学童保育 | 5. その他（ | ） |

問9 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる | } 【問9-1へ】 |
| 2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる | |
| 3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる | } 【問9-2へ】 |
| 4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる | |
| 5. いずれもない ---▶ 【問10へ】 | |

問9-1 問9で「1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」または「2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」に○をつけた方にうかがいます。祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|---|---|
| 1. 祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる | |
| 2. 祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である | |
| 3. 祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である | |
| 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい | |
| 5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある | |
| 6. その他（ | ） |

---▶ 【問10へ】

問9-2 問9で「3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」または「4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」に○をつけた方にうかがいます。友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|---|---|
| 1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる | |
| 2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である | |
| 3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である | |
| 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい | |
| 5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある | |
| 6. その他（ | ） |

問10 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. いる／ある ---▶ 【問10-1へ】 | 2. いない／ない ---▶ 【問11へ】 |
|------------------------|-----------------------|

問10-1 問10で「1. いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 祖父母等の親族 | 2. 友人や知人 |
| 3. 近所の人 | 4. 保健センター |
| 5. 小学校教諭・SC・SSW | 6. 民生委員・児童委員 |
| 7. かかりつけの医師 | 8. 町役場 |
| 9. その他（【例】ベビーシッター | ） |

問 11 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。

ご家族の経済状況についてうかがいます。

問 12 昨年 1 年間（令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月）の、家族全員の収入（所得税・住民税などの税金や健康保険料・介護保険料などを支払った後の手取り額）の合計額は、およそいくらでしたか。年間の世帯収入額をご記入ください。

世帯の収入は年間（ 万円）ぐらい

問 13 あなたの世帯では、過去 1 年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません。あてはまる番号 1 つに○をつけてください。

- 1 よくあった 2 ときどきあった 3 まれにあった 4 まったくなかった

問 14 あなたの世帯では、過去 1 年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないことがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません。あてはまる番号 1 つに○をつけてください。

- 1 よくあった 2 ときどきあった 3 まれにあった 4 まったくなかった

問 15 あなたの世帯では、過去 1 年の間に、以下の料金について、経済的な理由で未払いになったことがありましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください

- 1 電気料金 2 ガス料金 3 水道料金 4 なし

あて名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます。

問 16 あて名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

（1）母親【父子家庭の場合は記入は不要です】あてはまる番号 1 つに○をつけてください。

- | | |
|--|------------|
| 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない | 【(1) - 1～】 |
| 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である | |
| 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない | |
| 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である | |
| 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない | 【(2) ～】 |
| 6. これまで就労したことがない | |

- (1) - 1 (1)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。
1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。()内に数字でご記入ください。

1週当たり()日	1日当たり()時間
-----------	------------

- (1) - 2 (1)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。
家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず(例)8時~18時のように、24時間制でお答えください。()内に数字でご記入ください。

家を出る時刻()時	帰宅時刻()時
------------	----------

(2) 父親【母子家庭の場合は記入は不要です】あてはまる番号1つに○をつけてください。

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、 育休・介護休業中ではない 2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、 育休・介護休業中である 3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、 育休・介護休業中ではない 4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、 育休・介護休業中である 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない 6. これまで就労したことがない	} 【(2) - 1~】 } 【問18~】
--	--

- (2) - 1 (2)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。
1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が、一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。()内に数字でご記入ください。

1週当たり()日	1日当たり()時間
-----------	------------

- (2) - 2 (2)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。
家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず(例)8時~18時のように、24時間制でお答えください。()内に数字でご記入ください。

家を出る時刻()時	帰宅時刻()時
------------	----------

問 17 問 16 の (1) または (2) で「3.」、「4.」(パート・アルバイト等で就労している) に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問 20 へお進みください。

フルタイムへの転換希望はありますか。あてはまる番号 1 つ に○をつけてください。

(1) 母親

1. フルタイム (1 週 5 日程度・1 日 8 時間程度の就労) への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム (1 週 5 日程度・1 日 8 時間程度の就労) への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等 (「フルタイム」以外) の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等 (「フルタイム」以外) をやめて子育てや家事に専念したい

(2) 父親

1. フルタイム (1 週 5 日程度・1 日 8 時間程度の就労) への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム (1 週 5 日程度・1 日 8 時間程度の就労) への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等 (「フルタイム」以外) の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等 (「フルタイム」以外) をやめて子育てや家事に専念したい

問 18 問 16 の (1) または (2) で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6. これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問 20 へお進みください。

就労したいという希望はありますか。あてはまる番号・記号それぞれ 1 つ に○をつけ、該当する () 内には 数字 でご記入ください。

(1) 母親

1. 子育てや家事などに専念したい (就労の予定はない) ---▶ **【問 20 へ】**
2. 1 年より先、一番下の子どもが () 歳になったところに就労したい
3. すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい

→希望する就労形態

ア. フルタイム (1 週 5 日程度・1 日 8 時間程度の就労)
イ. パートタイム、アルバイト等 (「ア」以外)
→1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間

(2) 父親

1. 子育てや家事などに専念したい (就労の予定はない) ---▶ **【問 20 へ】**
2. 1 年より先、一番下の子どもが () 歳になったところに就労したい
3. すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい

→希望する就労形態

ア. フルタイム (1 週 5 日程度・1 日 8 時間程度の就労)
イ. パートタイム、アルバイト等 (「ア」以外)
→1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間

問 19 問 18 の (1) (2) で「2.」または「3.」(就労したい) に○をつけた方にうかがいます。仕事を始めた後、対象のお子さんは放課後の時間をどのような場所で過ごしますか。あてはまる番号 すべて に○をつけてください。

- | | | |
|---------|----------------------------|--------------------|
| 1. 自宅 | 2. 祖父母宅や友人・知人宅 | 3. ファミリー・サポート・センター |
| 4. 学童保育 | 5. 障がい児通所支援事業 (放課後等デイサービス) | |
| 6. 習い事 | 7. その他 () | |

あて名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます。

問 20 この1年間に、あて名のお子さんが病気やけがで小学校を休まなければならなかったことはありますか。

1. あった ---▶ 【問 20-1へ】 2. なかった ---▶ 【問 21へ】

問 20-1 あて名のお子さんが病気やけがで小学校を休まなければならなかった場合に、この1年間に行った対処方法としてあてはまる記号すべてに○をつけ、それぞれのおおよその日数も()内に数字でご記入ください。(半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください。)

1年間の対処方法	日数
ア 父親が休んだ	() 日
イ 母親が休んだ	() 日
ウ 親族・知人(同居者を含む)に子どもをみてもらった	() 日
エ 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	() 日
オ ベビーシッターを利用した	() 日
カ 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	() 日
キ その他()	() 日

ア、イに○がなくウ～キのいずれかに○がある場合【問 20-5へ】

【問 20-2へ】

問 20-2 問 20-1で「ア 父親が休んだ」「イ 母親が休んだ」のいずれかに○をつけた方にうかがいます。その際、小学生が利用できる病児・病後児のための保育施設等があれば利用したいと思われましたか。あてはまる番号1つに○をつけ、()内に利用日数をご記入ください。

(1) 病児について

1. できれば病児保育施設等を利用したい ⇒ () 日 ---▶ 【問 20-3へ】
2. 利用したいとは思わない ----▶ 【問 20-4へ】

(2) 病後児について

1. できれば病後児保育施設等を利用したい ⇒ () 日 ---▶ 【問 20-3へ】
2. 利用したいとは思わない ----▶ 【問 20-4へ】

問 20-3 問 20-2で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」に○をつけた方にうかがいます。

上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。
あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 他の施設(例：幼稚園・保育所等)に併設した施設で子どもを保育する事業
2. 小児科に併設した施設で子どもを保育する事業
3. 地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業(例：ファミリー・サポート・センター等)
4. その他()

----▶ 【問 21へ】

問 21-1 問 21 で「5. 利用していない」と回答した方にうかがいます。現在利用していない理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 特に利用する必要がない	2. 利用したい事業が地域にない
3. 事業の質に不安がある	4. 事業の利便性（立地や利用可能時間・日数など）がよくない
5. 利用料がかかる・高い	6. 利用方法・制度などがわからない
7. 自分が事業の対象者になるのかわからない	
8. 事業の利用方法（手続き等）がわからない	
9. その他（	）

問 22 あて名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい問 21 の事業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有無についてあてはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を（ ）内に数字でご記入ください。）なお、これらの事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	計（ ） 日
ア 私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等、リフレッシュ目的)	()日
イ 冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等	()日
ウ 不定期の就労	()日
エ その他()	()日
2. 利用する必要はない	

問 23 あて名のお子さんについて、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族(兄弟姉妹含む)の育児疲れや育児不安、病気など)により、泊りがけで年間何日くらい家族以外に預ける必要があると思いますか。短期入所生活援助事業(ショートステイ)(児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業)の利用希望の有無についてあてはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な泊数を（ ）内に数字でご記入ください。(利用したい泊数の合計と、目的別の内訳の泊数を数字でご記入ください。)なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	計（ ） 泊
ア 冠婚葬祭	()泊
イ 保護者や家族の育児疲れ・不安	()泊
ウ 保護者や家族の病気	()泊
エ その他()	()泊
2. 利用する必要はない	

あて名のお子さんの放課後の過ごし方や学校生活についてうかがいます。

問 24 あて名のお子さんは放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか。あてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ週当たりの日数を数字でご記入ください。また、「5. 学童保育」の場合には、利用する時刻も（ ）内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください。

1. 自宅	週（ ）日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週（ ）日くらい
3. 習い事	週（ ）日くらい
4. 公共施設（ラディアン、図書館など）	週（ ）日くらい
5. 学童保育	週（ ）日くらい→ 下校時から（ ）時まで
6. 学校の校庭や公園などの屋外	週（ ）日くらい
7. ファミリー・サポート・センター	週（ ）日くらい
8. その他（ ）	週（ ）日くらい

問 25 あて名のお子さんの、放課後の過ごし方について、今後どのようなことを望みますか。もっともあてはまる番号1つに○をつけてください。

1. 学童保育を利用したい
2. クラブ活動や学習塾など習い事をさせたい
3. 利用を希望するサービスは特にない
4. その他（ ）

問 26 土曜日、日曜日・祝日、夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中に、学童保育の利用希望はありますか。あてはまる番号1つに○をつけ、また利用したい時間帯を、（ ）内に（例）9時～18時のように24時間制でご記入ください。

(1) 土曜日

1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	} 利用したい時間帯
2. 高学年（4～6年生）まで利用したい	
3. 利用する必要はない	

(2) 日曜・祝日

1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	} 利用したい時間帯
2. 高学年（4～6年生）まで利用したい	
3. 利用する必要はない	

(3) 夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中

1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	} 利用したい時間帯
2. 高学年（4～6年生）まで利用したい	
3. 利用する必要はない	

問 27 放課後の過ごし方に関する情報を、どこから入手していますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 学校	2. 町役場等の行政窓口
3. 町が配布するパンフレットやチラシ等	4. 町の広報紙・ホームページ
5. 知人・友人	6. インターネット
7. その他（ ）	8. どこに聞けばよいか分からない

問 28 お子さんの学校生活で心配なことはありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 学校を休むことが多い
2. 疲れやすく、体力や根気がない
3. 授業中、席に座ってられない
4. 友達からいじめられている不安がある
5. 学校で子どもがトイレに入れない
6. 周囲の子どもから孤立している
7. 仲の良い友達がない
8. 授業中や休み時間にケガをする
9. 学級に授業をきちんと聴く雰囲気がない
10. 学級が荒れている
11. 勉強がみんなについていけない
12. 学習成績が親の期待より低い
13. 通学途中で交通事故や犯罪にあう
14. 学校内へ不審者が侵入し犯罪にあう
15. 友達から大事にされていない雰囲気がある
16. 授業を妨害しているのではと不安に思う
17. 給食を食べない・食べられない
18. 自分の物の管理ができない
19. 授業中寝ている
20. 遊ぶ約束がうまくできない
21. 一緒に登下校する友達がない
22. 先生との相性が良くない
23. その他 ()
24. 特に心配なことはない

子どもの権利についてうかがいます。

問 29 あなたは、「子どもの権利」を知っていますか。あてはまる番号 1つに○をつけてください。

- | | |
|---------|--------|
| 1 知っている | 2 知らない |
|---------|--------|

問 30 子どもの権利の中で特に大切だと思うことはどれですか。あてはまる番号 すべてに○をつけてください。

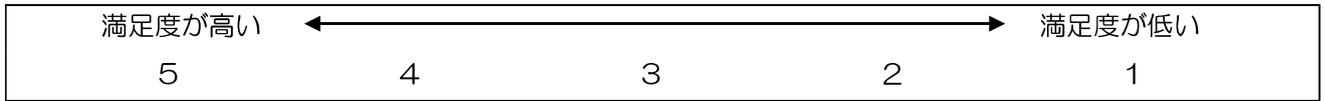
- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 人種や性別、宗教などで差別されないこと2. 障がいのある子が差別されないこと3. こどもが知りたいことを隠さないこと4. 暴力や言葉で傷つけないこと5. 家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと6. 自分の考えを自由に言えること7. 人と違う自分らしさが認められること8. 自分の秘密が守られること9. 自分のことは自分で決められること10. 自由な時間をもつこと11. 自由な呼び掛けでグループを作り集まれること12. 必要な情報を知ることや、参加する手助けを受けられる |
|---|

問 31 あなたは、子育てをしていて、子どもからの意見や要望を聞き、それらを取り入れるように意識をしたことはありますか。あてはまる番号 1つに○をつけてください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 常にしている2. ときどきしている3. あまりしていない4. まったくしたことがない |
|--|

子育て全般についてうかがいます。

問 32 本町における子育ての環境や支援への満足度について、あてはまる番号 1 つに○をつけてください。



問 32-1 問 32 の回答「満足な理由」「不満足な理由」をお答えください。あてはまる番号 すべて に○をつけてください

【問32で満足な理由】

1. 住環境がよい
2. 自然環境がよい
3. 交通機関が便利
4. 保育サービス等が充実している
5. 保育園、幼稚園などに入りやすい
6. 子育て支援が充実している
7. 公園や子育て広場など子どもの遊び場が多い
8. 近所づきあいや地域活動が盛ん
9. 地域の子育てネットワークができています
10. 子育てに関する情報が得やすい
11. 事故や犯罪が少なく安全
12. 学校教育が充実している
13. 放課後対策が充実している
14. 医療機関が充実している
15. その他 ()

【問32で不満足な理由】

1. 住環境がよくない
2. 自然環境がよくない
3. 交通機関が不便
4. 保育サービス等が充実していない
5. 保育園、幼稚園などに入りにくい
6. 子育て支援が充実していない
7. 公園や子育て広場など子どもの遊び場が少ない
8. 近所づきあいや地域活動が盛んではない
9. 地域の子育てネットワークができていない
10. 子育てに関する情報が得にくい
11. 事故や犯罪が多く危険
12. 学校教育が充実していない
13. 放課後対策が充実していない
14. 医療機関が充実していない
15. その他 ()

問 33 子育てワンストップサービスについてうかがいます。あてはまるもの 1 つに○をつけてください。

「子育てワンストップサービス」…子育てに関する各種申請や届出をマイナポータルの「ぴったりサービス機能」や「お知らせ機能」を利用し、パソコンなどから手続きができるサービスです。現在、二宮町では児童手当などの手続きで利用可能ですが、今後、多種の手続きが可能になる見込みです。

- | | | |
|-----------|-----------------------|---------|
| 1. 利用している | 2. サービスを知っているが利用していない | 3. 知らない |
|-----------|-----------------------|---------|

問 33-1 問 33 で「2. サービスを知っているが利用していない」に○をつけた方にうかがいます。サービスを知っていて利用しない理由は何ですか。あてはまるもの すべて に○をつけてください。

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| 1. 手続きの方法がわからない | 2. 申請方法が複雑だった |
| 3. 申請に必要なものを揃えるのが面倒 | 4. どこで申請できるのかわからない |
| 5. 役場を利用するため不要である | 6. その他 () |

問 34 子育てを楽しんでいると感じることは多いですか。あてはまる番号 1 つに○をつけてください。

- | | |
|------------------|---------------------------|
| 1. 楽しいと感じることが多い | 2. 楽しいことと辛いこととを感じる事が同じくらい |
| 3. 辛いと感じることの方が多い | 4. わからない |
| 5. その他 | |

問 35 あなたは、子育てをしていて、不安や悩みなどはありますか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問 36 問 35 で「1. ある」に○をつけた方にうかがいます。子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。それぞれあてはまる番号すべてに○をつけてください。

(1) 子どもに関すること

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1. 病気や発育発達に関する事 | 2. 食事や栄養に関する事 |
| 3. 子育て支援サービスのこと | 4. 子どものしつけに関する事 |
| 5. 子どもと過ごす時間が十分取れないこと | 6. 子どもの教育に関する事 |
| 7. 子どもの友だちづきあいに関する事 | 8. 子どもの不登校など |
| 9. 特にない | 10. その他 () |

(2) ご自身に関する事

- | |
|------------------------------------|
| 1. 子育てに関して配偶者(パートナー)の協力が少ないこと |
| 2. 配偶者(パートナー)と子育てに関して意見が合わないこと |
| 3. 子育てが大変なことを、身近な人が理解してくれないこと |
| 4. ご自身の子育てについて、身近な人の見目が気になること |
| 5. 子育てに関して話し相手や相談相手がないこと |
| 6. 仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと |
| 7. 配偶者(パートナー)以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと |
| 8. 子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと |
| 9. 子育てによる身体の疲れが大きいこと |
| 10. 特にない |
| 11. その他 () |

